飯田市森林整備計画の変更について

産業経済部 林務課

1. 趣旨

「森林・林業基本計画」の変更されたことにより、上位計画である「全国森林計画」「伊那谷地域森林計画」が変更されたため、森林法第10条の6第2項の規定により飯田市森林整備計画の変更が必要となる。

2. 変更となった事項

- 1 森林経営管理法の施行に伴う項目の追加 (P43) 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 2 立木の伐採(主伐)の留意事項の追加 (P13 P15) 「主伐時における伐採・搬出指針」の制定を踏まえた方法の記述を追加
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の明記 (P21) 針葉樹人工林で母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に 存在せず林床にも更新樹種が存在しない森林
- 4 特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設 (p27 P41) 木材等生産機能維持増進森林のうち次の①~⑤のすべてに該当する森林を当該区域とする基準を 設けた
 - ①人工林が過半
 - ②地位3以上の森林が過半
 - ③平均傾斜が30度以下
 - ④道から林小班までの距離が 200m以内
 - ⑤制限林でない

人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。(天然更新は不可)

3. 今後の日程

県知事協議 3月上旬

変更計画決定 3月下旬

変更計画の始期 4月1日

参考 森林法

第十条の六第一項 都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるときは、当該市町村森林整備計画に係る市町村に対し、当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

第十条の六第二項 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、市町村森林整備計画を変更しなければならない。

森林計画制度の体系と各種制度

森林・林業基本計画

・政府が立てる長期的かつ総合的な政策の方向・目標



全国森林計画(15年計画) H25.10~

- ・農林水産大臣が立てる国の森林関連政策の方向
- ・森林・林業政策のビジョン、森林の整備・保全の実現の ためのルール・ガイドラインを提示(皆伐や更新の考え方 等。地域森林計画等の指針)

民有林

伊那谷地域森林計画(10年計画)

- ・長野県知事が立てる県の森林関連施策の方向。
- ・伐採、造林、林道、保安林の整備目標を設定。
- ・森林施業の基本的な方法を明示(皆伐や更新に関する 基準・指針を設定。市町村森林整備計画の指針)



<適合して>

飯田市森林整備計画(10年計画)

地域の森林整備のマスタープラン

- 新たなゾーニングの導入
- ・皆伐や更新基準及びその適用範囲を明示
- ・森林所有者が行う伐採造林等の指針
- •森林経営計画の認定基準

森林経営計画(5年計画)

- ・森林所有者又は森林経営の受託者が作成する面 的まとまりをもち、作業路網に関する事項も含めた 計画を作成。
- ・森林施業の実施基準は森林法施行規則で規定

国有林

地域別の森林計画 (伊那谷森林計画区)(10年計画)

- ・中部森林管理局長が立てる国有林の森林整備・保 全の方向。
- ・伐採、造林、林道、保安林の整備目標を設定。

いいだ未来デザイン**2028** 地域経済活性化プログラム

飯伊地域林業将来ビジョン

一般森林所有者に対する措置

伐採届出制度

無秩序な伐採、造林未済地の防止強化

・災害の発生や環境保全上の支障等のお それがあると認められるとき、無届伐採を 行った者に対する伐採の中止や造林につ いての命令を新設

施業の勧告制度

要間伐森林制度

早急に間伐を実施するための制度の拡充

森林の土地の所有者届出制度森林の土地の所有者の届出義務の新設

森林所有者情報の共有の推進

- ・都道府県、市町村において、①土地売買等の届出、不動産登記簿等の情報の内部利用、②登記所等の他行政機関の保有する情報の提供
- ・林地台帳制度の整備・運用

飯田市森林整備変更計画(案)の変更点

林野庁が「森林経営管理法」「主伐時における伐採・搬出指針」を制定したことによって、上位計画である伊那谷地域森林計画が変更されたため、第10条の6第2項の規定により飯田市森林整備計画を変更する。令和4年4月1日からその効果を生ずるものとする。

- ①森林経営管理法の施行に伴う項目の追加
- ②立木の伐採(主伐)の留意事項の追加
- ③植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の追加
- ④特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設

飯田市森林整備変更計画 (案)

- II 森林の整備
 - 第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢 P13
 - 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 P13~15
- ②立木の伐採(主伐)の留意事項の追加

(全国森林計画や伊那谷地域森林計画の変更に伴い、立木の伐採に当たっては「主伐時における 伐採・搬出指針の制定について(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知)」を踏 まえた方法の記述を追加)

第2 造林

- 1 人工造林
 - (2) 方法 P17
- 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項 P21
- ③植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の追加

(伊那谷地域森林計画の変更に伴い、「天然更新完了基準書作成の手引きについて(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁長官通知)」に基づく基準の記述を追加)

- 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内 における施業の方法
 - (1) 区域の設定 P28,41~42
 - (2) 森林施業の方法 P28
- ④特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設

(全国森林計画や伊那谷地域森林計画の変更に伴い、木材等生産機能維持増進森林)のうち「特に効率的な施業が可能な森林の区域」が新設されたことにより伊那谷地域森林計画では、木材等生産機能維持増進森林のうち次の①~⑤のすべてに該当する森林を当該区域とする基準を設けた。①人工林が過半②地位 3 以上の森林が過半③平均傾斜が 30 度以下④道から林小班までの距離が200m以内⑤制限林でない)

- 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 P43
- ①森林経営管理法の施行に伴う項目の追加 (森林経営管理法の施行に伴い、これに関する項目を追加する。)
- V その他森林の整備に必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成 P55 (森林経営計画の作成の留意事項の追加)
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業 P56 (未定)
- VI 参考資料
 - 9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況 P61 (未設定)

飯田市森林整備変更計画(案)

2022(令和4)年4月1日 変更

計画期間 自 2018(平成3O)年4月 1日

至 2028(令和10)年3月31日

長 野 県飯 田 市

目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 地域の概況	1
(2) 森林・林業の現状	2
(3) 森林・林業の課題	6
2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	9
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	9
(3) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	11
3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
Ⅲ 森林の整備	
第 1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第2 造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令	
の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法	
(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導	
の徹底	

第3 間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 22
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 選木の方法	
2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 23
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 間伐目標面積	
(2) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期	
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 25
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・	
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能	維持増
進森林以外の森林	小口 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	武乃で
当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための力	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6 森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 44
1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設····································	45
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	

4	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
第8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
1	林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
Ⅲ 森	林の保護	
第1	鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・(1) 区域の設定	51
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
1	森林病害虫の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
3	林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
1	(2) その他	
IV 森	林の保健機能の増進	
1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法・・・・・	53
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
4	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
V そ	の他森林の整備に必要な事項	
1		55
2		55
3	森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
4	7/14 1 7 1/4 1 7 1 E	55
5	住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
6	森林経営管理制度に基づく事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
7	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	(1) 市有林の経営に関する事項	
	(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項	
	(3) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項	
	(4) 森林の土地の保全に関する事項	
	(5) 木材利用の促進に関する事項	

【計	画领	策定の経過】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
VI	参	考資料	
	1	人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	2	土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	3	森林転用面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	4	森林資源の現況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	5	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在・・・・・・・	60
	6	市町村における林業の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	7	林産物の生産概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	8	鳥獣による林業被害額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	9	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定める。 なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定める ものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進 すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき 森林の伐期齢
	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
針	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
葉	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
樹	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
広	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
葉樹	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたうえで伐採を行うものと し、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保 存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆(伐	択伐以外のもの。

択 伐

伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯 状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うも のとする。

なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採 後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

【主伐の留意事項】

区分	留 意 事 項
	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高
	程度の幅(20m以上)を確保する。
	② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例
	えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けると
	ともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。
	③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹
共通事項	林帯を設置することとする。
六週事項	④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や
	母樹の配置等に配慮すること。
	⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季
	の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を
	集積して被覆しないこと。
	⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経
	営計画の認定を受けておく必要がある。
	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が
	激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。
	② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、
	出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。
	③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを
	超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。
皆 伐	④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能
	の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採
	区域のモザイク的配置に配慮すること。
	⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を
	残すよう心掛けること。
	河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地
	人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	 ① 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
-----	--

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意すること。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、 保残等に努めること。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を 勘案して伐採を行うものとすること。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天 然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、 渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。
- オ 上記ア〜エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」 (令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に 関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、伊那谷地域森林計画第4の1(3)で 定める「林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したもの とするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け 2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐 採後の造林 の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

市町村認定 の森林経営	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過す る日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計 画は地域振
計画に係る伐			画は地域振 興局、市町
採等の届出	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過す る日までの期間に確認する。	村認定計画
書		OLOC CONSTITUTION NO	は市町村)

確認方法は、「第2造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。 なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野 県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。

第2 造林

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定める。

1 人工造林

(1) 対象樹種

区 分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすること で植栽本数を決定することができるものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備	考
スギ	中庸仕立て	3, 000本		
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本		
アカマツ	中庸仕立て	3,000本		
カラマツ	中庸仕立て	2, 300本		
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本		
広葉樹	中庸仕立て	3, 000本		

注)上記本数を基準とするが、**低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性**等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を 目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法	
地たるの士社	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよ	
地拵えの方法	うに整理するとともに、林地の保全に配慮すること。	
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。	
植栽の時期	4月~6月中旬までに行うものとする。	

- (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年3月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

また、ニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積(ha)	備考
1~99、101~118、120~157、159~178、181~185、 189、197~276、278~295、300、301、303、306、 308、312、313、316、317、320~345、401~423、 1001~1010、1013~1026、1028~1033、1035~ 1038、1040~1070、1072~1086、1090~1098、1102 ~1104、1107、1108、1110、2001~2014、2016~ 2031、2033~2056、2062~2135、2138~2144、 2147、2149~2160、2166~2168、2170、2173 林班	16450.79	人工林に限 る。また、アカマ ツ、ナラ類、クヌ ギ等の天然更 新可能地及び 優良下層木の 繁茂地を除く。

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合 1の(1)によるものとする。
 - イ 天然更新の場合 2の(1)によるものとする。
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとする。

- 5 その他
 - (1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法 スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底 伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、森林組合、林業事業体、開 発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材 生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適 当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図る森林を別表3に定める。

本市においては、特に森林経営計画を策定すべき森林や人工林や天然林に係らず木材 生産が可能な森林を広域的に設定している。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域を別表4に定める。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。 また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、 皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

	施業種	施 業 の 方 法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数 に不足する本数を植栽する。
間(伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材 積の35%以内の伐採とする。
	林齢	標準伐期齢以上
主		皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
伐	伐採方法	伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木 材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

山地災	複層林	4 い,4 ろ,4 は,5 い,5 ろ,5 は,6 い,6 ろ,7 い,7 ろ,7 は,7 に,7	513.65
害防止	施業	ほ,8い,8ろ,8は,8に,8ほ,9い,9ろ,10い,10ろ,10は,10に,11	
/ 土 壌		い,12 い,13 い,14 い,14 ろ,15 い,15 ろ,15 は,16 い,16 ろ,16	
保全		は,17 い,17 ろ,18 い,18 ろ,18 は,18 に,19 い,19 ろ,19 は,19	
		に,19 ほ,19 〜,20 い,20 ろ,20 は,20 に,20 ほ,20 〜,20 と,21	
		い,21 ろ,21 は,21 に,21 ほ,21 へ,21 と,21 ち,22 い,22 ろ,22	
		は,22に,22ほ,22〜,22ち,23い,23ろ,23は,23に,224い,224	
		ろ,225 い,225 ろ,227 い,227 ろ,227 は,227 に,227 ほ,227 へ	
快適環			_
境形成			
保健文	複層林	401 に,401 ほ,401 〜,401 と,417 い,417 ろ,418 い,418 ほ,418	99.97
化	施業	へ,418 と,418 ち,418 り	
	択伐に	401 ろ,401 は,418 ろ,418 は,418 に	39.93
	よる複 層林施		
	業		

注)*はその一部を区域とする小班である

【別表4】

区 分	公益的 機能と の重複	施業の 方法	森林の区域	面積(ha)
木材生	水源	伐期の	22 と,39 は,62 い,62 は,62 に,62 ほ,63 い,63 ろ,63 は,63 に,65	863.38
産機能	かん 涵養	延長	い,65は,65ほ,74い,76は,77ほ,78に,81〜,127と,128に,128	
維持増			ほ,129 は,154 い,155 に,156 い,204 い,205 に,217 ほ,223	
進森林			い,322 ほ,323 ろ,323 は,323 ほ,324 ほ,324 へ,401 い,1054	
のうち特			い, <mark>1054 ろ*,1054 は*</mark> ,1054 に, <mark>1055 い*</mark> ,1055 ろ,1055	
に効率			は,1056 い,1056 ろ,1056 に,1059 い,1059 に,1060 ほ,1062	
的な施			ろ,1063 は,1067 は,1068 は,1069 ろ,1073 い,1079 い*,2034	
業が可			と,2035 い, <mark>2036 ほ*,</mark> 2037 い*,2037 〜, <mark>2072 に*</mark> ,2073	
能な森			は,2073 に,2074 い,2075 ほ,2076 は,2076 に,2077 に,2088	
林			ろ,2088 は,2091 〜,2092 い,2092 は,2092 に,2093 い,2093	
			に,2111 い,2111 ろ, <mark>2111 は*</mark> ,2111 に, <mark>2112 い*</mark> ,2112 ろ, <mark>2112</mark>	
			<mark>は*</mark> ,2112 ほ,2113 い, <mark>2113 ろ*,</mark> 2113 は*, <mark>2113 に*</mark> ,2114	
			は,2125 ほ	
	水源	複層林 施業	2083 ਫ਼ਿ	4.58
	かん 涵 養	択伐に よる複		_
	ひながけ	よる機 層林施		
	及び山	業		
	地災害	長伐期 施業	1054 ろ*,1054 は*,1055 い*,2036 ほ*,2037 い*,2072 に	84.32
	防止/	7E/	*,2111 は*,2112 い*,2112 は*,2113 ろ*,2113 は*,2113 に*	

土壌保			
全			
山地災	複層林	5 い,6 ろ,7 ろ,7 は,7 に,8 ろ,8 に,8 ほ,10 は,11 い,12 い,14	87.50
害防止	施業	い,15 い,15 は,16 い,18 は,18 に,20 い,20 は,20 と,21 い,21	
/土壌		に,22 い,23 い,225 い,227 い,227 〜	
保全			
快適環			_
境形成			
保健文	複層林		_
化	施業 択伐に	401 は	0.59
	よる複	101 (6	0.00
	層林施		
	業		

注)*はその一部を区域とする小班である

制限林は除く。

人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当市では、森林林業関係のNPO法人があるが、施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行う。

- ① 森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図る。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行う。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林施業を計画的、効率的に行うために、不在村又は高齢等のため森林の管理を行うこと ができない森林所有者と森林組合等との森林経営計画による長期の施業委託を進めるととも に、林業経営の委託への転換を目指すものとする。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。
 - ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人((NPO 法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
 - ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
 - ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 次のことに留意することとする。
 - ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森 林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に 周知すること。
 - ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定する。

森林の	所在	森林の林種別面積(ha)				/ 世	考		
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	備	4
該当なし									

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

松光	の区分		施業の方法		
ル 未	の区方	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間(伐		単層林である場合、Ry0.85 0.75 以下となるよう間伐する。			
	林 齢		標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐		
伐 採		標準伐期齢における立木 材積に10分の5を乗じて得 た材積以上の立木材積が 確保されること。	標準伐期齢における立木 材積に10分の7を乗じて得た 材積以上の立木材積が確保 されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。	
	立木材積	伐採材積が年間成長量 (カメラルタキセ式補正)に相当 する材積に5を乗じて得た材 積以下とする。			
		立木材積は、下層木を除い Ry0.65以下となるよう伐採する	いてRy0.75以上、伐採材積は、 。		

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施 設 名
該当なし	

V その他森林の整備に必要な事項

- 1 森林経営計画の作成
 - (1)森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。
 - ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
 - イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
 - ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林皆伐後の植栽
 - エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施 業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営 者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。
 - (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
該当なし		

2 生活環境の整備

街、里、山の暮らしを満喫でき、自然豊かな山都「飯田」の暮らしを求めているUJIターン者が地域に定住できるよう、空き家等の活用を含め、必要な生活環境施設の整備を図る。

3 森林整備を通じた地域振興

地域材や地域の特用林産物、森林・林業に関わる伝統技術等地域の森林資源を活用した地域振興の方策について、飯田市の産業振興の実行計画である「地域経済活性化プログラム」を踏まえ、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興に寄与するよう努める。

4 森林の総合利用の推進

野底山森林公園は、市民の憩いの場になっていることから、この地域の里山を保全するとともに森林浴・自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道の整備を行うこととする。また、公園施設についても老朽化による維持修繕と施設整備を必要に応じて実施する。

南信濃木沢便ヶ島森林公園については、南アルプス登山者など森林とのふれあいの場と して整備されているが、ブナ林などの景観を多くの利用者が楽しめるよう既存歩道の維持管 理を必要に応じて行う。

上村地区の「しらびそ高原」の森林については、雄大な南アルプスの眺望が良く、自然散策の場として宿泊施設等整備がなされており、景観を維持向上するための不良木の除去とともに、キャンプ場、遊歩道等の各種施設の維持管理に努める。

「下栗の里」周辺の森林については、地域住民と連携し森林整備の方針を定め、残された 景観の維持保存を図る。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

座光寺、上郷、下久堅地区等の区有林、社寺林等や竜丘、川路、千代地区においては 地区住民が毎年出労して、下刈・除伐・枝打等の作業を実施し、森林整備を図ると共に森林 の機能についての認識を深めている。

また、上郷地区においては「ふれあいサポート林道事業」を飯田市と無償委託契約により、 林道野底山線の維持管理作業を実施しており、区民の所有する里山の保全のための住民 参加が図られ、将来の森林づくりの担い手候補の育成に役立っている。

また、市内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さと、ふる里への愛着をはぐくむため、炭焼きやキノコの原木駒打ち等、森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進し、各小学校に配置された「みどりの少年団活動」についても積極的に支援する。

(2) 上下流連携による取組

三遠南信地域は、天竜川・豊川等の河川や中央アルプス・南アルプスにより豊かで多様な 自然環境と生態系を有しており、下流域圏に健全な水を提供している。

上流域圏では、森林資源の維持・保全に向けて、市民団体等を交えた広域的な環境保護活動を進めるとともに、地域の自然資源を活用した独自の循環型モデルの構築を図る必要がある。

そのため、県境を越えた間伐技術等の情報交換や共同研究、地域産材の積極的な活用等を推進し、上下流域の住民の協働による森林の保全活動を推進する。

(3) その他

地域住民が主体となり、地域の里山を保全整備する活動を推進することで、身近な里山を自ら整備する地域主体の人材育成に努める。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

Ī	区域	作業種	面積	備考
-	(未定)			

7 その他必要な事項

(1) 市有林の経営に関する事項

当市は現在上村・南信濃・上飯田・千代地区等に約 4,834ha の市有林を有しており、うち約 2,810ha が森林研究・整備センター及び長野県林業公社の分収契約地であるため、契約地に関しては計画的に保育事業の導入を進める。

6 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総売上額

(単位:百万円)

	総 売 上 額	803,896
	第1次産業	2,990
内 訳	第2次産業	318,368
	第 3 次産業	482,537

H26 年経済センサス基礎調査 産業 (大分類) 別民営事業所の売上 (収入) 金額試算値 (外国の会社及び法人でない団体を除く)

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(H26 年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	288	9,220	3,458,279
うち木材・木製品製造業(B)	8	84	32,333
B/A	2.8%	0.9%	0.9%

(平成 26 年工業統計調査 調査期日 H26.12.31 従業者 4 人以上の事業所)

7 林産物等の生産概況(飯田下伊那地域)

種類	素材	苗木	シイタケ	ナメコ	マツタケ	タケノコ
生産量	34,554m3	69.5 千本	88,200kg	42,800 kg	7,900kg	9,300kg
生産額 (百万円)	347.8	7.2	110	17	198	2

(平成 28 年度特用林産物生産統計調査、平成 28 年苗木得苗調査、平成 28 年長野県木材統計)

種類	木質ペレット	木·竹酢液	薪	木炭·竹炭
生産量	1,106.6t	540L	370m3	3,2t
生産額 (百万円)	45.9	0.3	6.7	0.7

(平成28年長野県木材統計)

8 鳥獣による林業被害額(飯田市)

(単位:百万円)

年次	ニホンジカ	ツキノワグマ	カモシカ
H26 年	45.9	29.1	1.2
H27 年	49.5	25.0	1.6
H28 年	47.7	26.8	1.6

(H28 長野県野生鳥獣林業被害調査)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		

木材生産機能維持増進森林 位置図

